令和８年度　第２回　埼玉県自立支援協議会
次第

日時：令和８年１１月１３日（金）
午前１０時～１２時
会場：オンライン(Teams)

１　開会

２　挨拶　　障害者支援課長

３　議事
（１）第８期埼玉県障害者支援計画骨子（案）について・・・・・・・・資料１

４　報告
（１）日中サービス支援型共同生活援助の報告・評価制度の実施状況について
（令和７年度下半期・令和８年度上半期）・・・・・・・・・・・・資料２
（２）県内の障害者虐待の状況について・・・・・・・・・・・・・・・資料３
（３）運営委員会の設置及び活動状況について・・・・・・・・・・・・資料４
（４）各部会の取組等について
・精神障害者地域支援体制整備部会及び同部会ワーキンググループで
協議した取組についての進捗報告の取組・・・・・・・・・・・・資料５－１
・人材育成部会の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料５－２
※　県内市町村自立支援協議会の活動状況等調査とりまとめ結果・・参考資料

５　その他

６　閉会

埼玉県自立支援協議会委員名簿

（任期：令和７年度～令和８年度）

	選出区分	氏名	期数	所　　属
1	学識経験者	飯村（イイムラ）　史恵（フミエ）	２期	元立教大学 コミュニティ福祉学部（教授）
2	医療関係者	内田（ウチダ）　治（オサム）	１期	埼玉県医師会（常任理事）
3	人権擁護	伊東（イトウ）　結子（ユウコ）	１期	埼玉弁護士会（高齢者･障がい者権利擁護センター運営委員会委員）
4	当事者団体 （身体・視覚）	根岸（ネギシ）　瑞栄（ミズエ）	１期	埼玉県障害者協議会（一般社団法人埼玉県セルプセンター協議会副会長）
5	当事者団体 （知的）	高野（タカノ）　淑恵（ヨシエ）	１期	埼玉県手をつなぐ育成会（理事長）
6	当事者団体 （精神）	髙波（タカナミ）　幸雄（ユキオ）	１期	埼玉県精神障害者家族会連合会（副会長）
7	当事者団体 （発達）	竹田（タケダ）　由香里（ユカリ）	１期	埼玉県自閉症協会（事務局長）
8	当事者団体 （難病）	小林（コバヤシ）　由起子（ユキコ）	２期	埼玉県障害難病団体協議会（運営委員）
9	サービス事業者	福島（フクシマ）　美恵子（ミエコ）	１期	埼玉県身体障害者施設協議会（山鳩よりい施設長）
10	サービス事業者	岡部（オカベ）　浩之（ヒロユキ）	３期	埼玉県発達障害福祉協会（副会長）
11	サービス事業者	関口（セキグチ）　暁雄（アキオ）	２期	埼玉県精神障害者社会福祉事業所運営協議会（会長）
12	就労支援	川田（カワタ）　敬（タカシ）	１期	埼玉県障害者就業・生活支援センター連絡協議会
13	相談支援事業者	岡村（オカムラ）　英佑（エイスケ）	１期	埼玉県相談支援専門員協会（代表理事）
14	公募委員	北山（キタヤマ）　隆尋（タカヒロ）	１期	

事務局

障害者支援課	相子知行（課長）、西川智久（副課長）、佐藤貴（主幹）、新保恵子（主幹）、 平明夫（主幹）、高橋秀幸（主幹）、湯原仁奈（主任）、新井匠（主任）、佐藤陽（主事）
障害者福祉推進課	小俣寛子（主幹）、一丸修一（主幹）、中村元太（主任）
疾病対策課	工藤一郎（主幹）

埼玉県自立支援協議会設置要綱

（趣旨）

第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第８９条の３の規定に基づき、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するため、県域全体の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場とすることを目的として、埼玉県自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　協議会は、委員１５人以内をもって組織する。

（委員）

第３条　委員は、次に掲げる者のうちから、福祉部長が選任した者とする。

（１）相談支援事業に従事する者

（２）障害福祉サービス事業に従事する者

（３）保健・医療関係者

（４）就労支援関係機関に従事する者

（５）障害者関係団体の代表者

（６）地域自立支援協議会に所属する者

（７）学識経験者

（８）その他、協議会の趣旨等にふさわしい者

２　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、再任されることができる。

（会長）

第４条　協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　協議会の会議は会長が招集し、その議長となる。

２　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

３　協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

（関係者の出席）

第６条　協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第７条　協議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の３分の２以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

（議事録）

第８条　議長は、議事録を作成しなければならない。

（庶務）

第９条　協議会の庶務は、障害者支援課において処理する。

（委任）

第10条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附　則

１　この要綱は、平成１９年３月６日から施行する。

２　埼玉県障害者ケアマネジメント推進協議会設置要綱は廃止する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２９年１０月２７日から施行する。